

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	合志市 源泉徴収票等発行事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、源泉徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

合志市長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	源泉徴収票等発行事務
②事務の概要	合志市が委員や講師等に報酬等を支払う際に、源泉徴収票や支払調書等の法定調書を作成し、税務署に提出するとともに、給与支払報告書を関係市町村へ提出する。
③システムの名称	財務会計システム、人事給与(共通)システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 源泉管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条、番号法第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	会計課
②所属長の役職名	会計管理者
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室企画課 096-248-1813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市長公室企画課 096-248-1813
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月17日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月17日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・個人番号を登録する際は、住所に間違いがないか、関係のない者に紐づけていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	市側のシステムにおいては、個人番号の照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月10日	I IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成26年8月5日時点	平成28年2月10日時点	事後	
平成28年2月10日	I IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成26年8月5日時点	平成28年2月10日時点	事後	
平成29年3月16日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	会計管理者 古武城 卓	会計管理者 可徳 精至	事後	
平成29年3月16日	I IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成28年2月10日時点	平成29年3月16日時点	事後	
平成29年3月16日	I IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成28年2月10日時点	平成29年3月16日時点	事後	
平成30年2月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	会計管理者 可徳 精至	会計管理者 中村 誓丞	事後	
平成30年2月28日	I IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成29年3月16日時点	平成30年2月28日時点	事後	
平成30年2月28日	I IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成29年3月16日時点	平成30年2月28日時点	事後	
平成31年3月1日	評価書名	合志市 統合宛名システム 基礎項目評価書	合志市 財務会計システム 基礎項目評価書	事後	
平成31年3月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	合志市は、統合宛名システムにおける	合志市は、財務会計システムにおける	事後	
平成31年3月1日	I 関連情報 1-①事務の名称	宛名管理 個人番号の管理	財務会計 個人番号の管理	事後	
平成31年3月1日	I 関連情報 1-③システムの名称	統合宛名システム	財務会計システム	事後	
平成31年3月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	会計管理者 中村 誓丞	会計管理者	事後	
平成31年3月1日	I IVリスク対策	なし	新様式への変更	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和4年1月13日	I IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成31年3月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和4年1月13日	I IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年3月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和5年3月16日	I IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年12月1日時点	令和5年3月16日時点	事後	
令和5年3月16日	I IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年12月1日時点	令和5年3月16日時点	事後	
令和6年3月16日	I IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年3月16日時点	令和6年3月16日時点	事後	
令和6年3月16日	I IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年3月16日時点	令和6年3月16日時点	事後	
令和7年2月26日	I IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和6年3月16日時点	令和7年2月26日時点	事後	
令和7年2月26日	I IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和6年3月16日時点	令和7年2月26日時点	事後	
令和8年3月17日	評価書名	統合宛名システム	源泉徴収票等発行事務	事後	
令和8年3月17日	事務の名称	統合宛名 個人番号の管理	源泉徴収票等発行事務	事後	
令和8年3月17日	事務の概要	各任登外住民へ割り当てられている個人番号を管理し、各業務システムの事務手続きを円滑に	合志市が委員や講師等に報酬等を支払う際に、源泉徴収票や支払調書等の法定調書を作成	事後	
令和8年3月17日	システムの名称	統合宛名システム	財務会計システム、人事給与(共通)システム	事後	
令和8年3月17日	特定個人情報ファイル名	宛名基本ファイル	源泉管理ファイル	事後	
令和8年3月17日	I IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和7年2月26日時点	令和8年3月17日時点	事後	
令和8年3月17日	I IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和7年2月26日時点	令和8年3月17日時点	事後	